

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

目次

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号） 1

改 正 後	改 正 前
（<u>法第七十三条の十四第一項第一号イの災害危険区域等</u>） <u>第七条の六</u>　法第七十三条の十四第一項第一号イに規定する災害危険区域で総務省令で定めるものは、道府県知事が、その周辺の地域における土地利用の状況、建築物の建築に関する制限の状況その他当該災害危険区域内の状況を総合的に勘案し、同条の規定を適用することが適当と認める区域として指定して公示した区域以外の災害危険区域とする。 2　道府県知事は、市町村が指定した災害危険区域について前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村に協議しなければならない。 3　法第七十三条の十四第一項第二号ロに規定する浸水想定区域で総務省令で定めるものは、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項、第十四条の二第三項又は第十四条の三第二項の規定により明らかにされた浸水した場合に想定される水深が三メートル以上の浸水想定区域とする。 （<u>政令第三十七条の十九第三項第二号の住宅</u>） <u>第七条の六の二</u>　政令第三十七条の十九第三項第二号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同条第二項の基準に適合する旨を証する書類	（<u>政令第三十七条の十八第三項第二号の住宅</u>） <u>第七条の六</u>　政令第三十七条の十八第三項第二号に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同条第二項の基準に適合する旨を証する書類

を法第七十三条の十四第四項に規定する当該住宅の取得につき同条第三項の規定の適用があるべき旨の申告の際に道府県知事に提出することにより証明がされた住宅とする。

附 則

（政令附則第十二条の割合の補正等）

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第十三項（同条第十七項において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第十五項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第十九項に規定する区分所有に係る特定

を法第七十三条の十四第四項に規定する当該住宅の取得につき同条第三項の規定の適用があるべき旨の申告の際に道府県知事に提出することにより証明がされた住宅とする。

附 則

（政令附則第十二条の割合の補正等）

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第十三項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第十七項に規定する区分所有に係る特定

床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合並びに同条第五十三項及び第五十四項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第十三項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第十五項第一号ロ及び第二号、第十九項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第二十四項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第二十九項、第三十二項、第三十六項、第三十九項、第四十三項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第四十六項、第四十九項、第五十二項、第五十三項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十四項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

3 法附則第十五条の六第一項第一号イに規定する災害危険区域で総務省令で定めるものは、市町村長が、その周辺の地域における土地利用の状

床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合並びに同条第五十一項及び第五十二項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2 政令附則第十二条第四項第一号ロ及び第二号、第十一項第一号ロ、第二号ロ及び第三号ロ、第十三項第一号ロ及び第二号、第十七項第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第二十二項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第二十七項、第三十項、第三十四項、第三十七項、第四十一項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第四十四項、第四十七項、第五十項、第五十一項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十二項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

況、建築物の建築に関する制限の状況その他当該災害危険区域内の状況を総合的に勘案し、同条の規定を適用することが適当と認める区域として指定して公示した区域以外の災害危険区域とする。

4 市町村長は、道府県が指定した災害危険区域について前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道府県に協議しなければならない。

5 法附則第十五条の六第一項第二号ロに規定する浸水想定区域で総務省令で定めるものは、水防法第十四条第三項、第十四条の二第三項又は第十四条の三第二項の規定により明らかにされた浸水した場合に想定される水深が三メートル以上の浸水想定区域とする。

6 及び 7 略

8 政令附則第十二条第十四項第一号イに規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一 四 略

9 政令附則第十二条第十四項第一号ロに規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

10 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十二項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出すること

3 及び 4 略

5 政令附則第十二条第十二項第一号イに規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一 四 略

6 政令附則第十二条第十二項第一号ロに規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

7 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出すること

により証明がされた住宅とする。

11| 政令附則第十二条第二十三項第三号に規定する総務省令で定める部分は、共同住宅等である耐震基準適合住宅の次に掲げる部分とする。

一及び二 略

12| 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。次項及び第十五項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 略

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 政令附則第十二条第二十六項第一号に掲げる者 その者の住民票の写し

ロ 政令附則第十二条第二十六項第二号に掲げる者 その者の介護保険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し

ハ 政令附則第十二条第二十六項第三号に掲げる者 同号に該当する旨を証する書類の写し

三 略

四 政令附則第十二条第二十七項に規定する補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書類

により証明がされた住宅とする。

8| 政令附則第十二条第二十一項第三号に規定する総務省令で定める部分は、共同住宅等である耐震基準適合住宅の次に掲げる部分とする。

一及び二 略

9| 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。次項及び第十二項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 略

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 政令附則第十二条第二十四項第一号に掲げる者 その者の住民票の写し

ロ 政令附則第十二条第二十四項第二号に掲げる者 その者の介護保険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し

ハ 政令附則第十二条第二十四項第三号に掲げる者 同号に該当する旨を証する書類の写し

三 略

四 政令附則第十二条第二十五項に規定する補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書類

五略

13| 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一及び二略

三 政令附則第十二条第三十四項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができ
る書類

四略

14| 略

15| 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一〜三略

五略

10| 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一及び二略

三 政令附則第十二条第三十二項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができ
る書類

四略

11| 略

12| 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 法附則第十五条の九の二第六項に規定する納税義務者の住民票の写し

二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第六条、第九条又は第十五条に規定する通知書の写し

三 法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等が行われた旨及び法附則第十五条の九の二第四項に規定する住宅又は同条第五項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分が認定長期優良住宅に該当することとなった旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して

四 政令附則第十二条第三十四項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

五 略

16| 第十二項から前項までの規定にかかわらず、市町村長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

17| 政令附則第十二条第五十一項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。

18| 政令附則第十二条第五十一項第二号ロに規定する総務省令で定める部分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額に係る部分とする。

19| 略

20| 法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 政令附則第十二条第五十一項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三 政令附則第十二条第五十一項第一号ロに該当する旨を証する書類

四 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

定める書類

四 政令附則第十二条第三十二項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

五 前各号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める書類

13| 第九項 から前項までの規定にかかわらず、市町村長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

14| 政令附則第十二条第四十九項第二号イに規定するマンションの修繕に関する長期の計画で総務省令で定めるものは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第一条の二第一項第二号に規定する長期修繕計画とする。

15| 政令附則第十二条第四十九項第二号ロに規定する総務省令で定める部分は、前項に規定する長期修繕計画に基づき算定された修繕積立金の額に係る部分とする。

16| 略

17| 法附則第十五条の九の三第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 略

二 政令附則第十二条第四十九項第一号イに該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類

三 政令附則第十二条第四十九項第一号ロに該当する旨を証する書類

四 次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

		イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション 政令附則第十二条第五十一項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類	
		ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第五十一項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類	
		五略	
21	略		
22	法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十二項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。		
23	政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に關しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする		
政令附則第十		略	
人の居住の用		併用住宅にあつては、当該専有部	
		略	
		イ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百四十九号）第五条の二第一項の規定による助言又は指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション 政令附則第十二条第四十九項第二号イに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類	
		ロ マンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する管理計画認定マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第一条の六又は第一条の十一に規定する通知書の写し及び政令附則第十二条第四十九項第二号ロに定める要件に該当する旨を証する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める書類	
		五略	
18	略		
19	法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十項 に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。		
20	政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に關しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。		
政令附則第十		略	
人の居住の用		併用住宅にあつては、当該専有部	
		略	

二条第九項		政令附則第十 二条第十四項 第二号ロ
に供する専有部分（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。	貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項及び第	

二条第七項		政令附則第十 二条第十二項 第二号ロ
に供する専有部分（専有部分が二以上の部分に独立的に区画されている場合には、当該区画された部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。	貸家の用に供する部分（別荘の用に供する部分を除く。次項及び第	

政令附則第十 二条第十五項 第一号ロ	政令附則第十 二条第十八項 第一号イ	政令附則第十 二条第十八項 第一号ロ	
十六項において同じ。）の 床面積	当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積	床面積	人の居住の用に供するために区画された一部の部分のいずれかの床面積
政令附則第十二条第一項第十一号に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。	併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とする。	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合によ	

政令附則第十 二条第十三項 第一号ロ	政令附則第十 二条第十六項 第一号イ	政令附則第十 二条第十六項 第一号ロ	
十四項において同じ。）の 床面積	当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積	床面積	人の居住の用に供するために区画された一部の部分のいずれかの床面積
政令附則第十二条第一項第十一号に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。	併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とする。	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合によ	

政令附則第十 二条第十八項 第二号	居住用専有部 分に係る人の 居住の用に供 する専有部分 (居住用専有 部分が二以上 の部分に独立 的に区画され ている場合に は、当該区画 された部分の うち人の居住 の用に供する ために独立的 に区画された 一の部分。以 下この号、第 二十項第二号 及び第四十一 項第二号にお いて「特定居	り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。 併用住宅にあつては、当該専有部 分のうちその人の居住の用に供す る部分の床面積とし、また、区分 所有に係る家屋に共用部分がある ときは、その部分の床面積を、こ れを共用すべき各区分所有者の専 有部分の床面積の割合により配分 して、それぞれの各区分所有者の 専有部分の床面積に算入する。
-------------------------	---	--

政令附則第十 二条第十六項 第二号	居住用専有部 分に係る人の 居住の用に供 する専有部分 (居住用専有 部分が二以上 の部分に独立 的に区画され ている場合に は、当該区画 された部分の うち人の居住 の用に供する ために独立的 に区画された 一の部分。以 下この号、第 十八項第二号 及び第三十九 項第二号にお いて「特定居	り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。 併用住宅にあつては、当該専有部 分のうちその人の居住の用に供す る部分の床面積とし、また、区分 所有に係る家屋に共用部分がある ときは、その部分の床面積を、こ れを共用すべき各区分所有者の専 有部分の床面積の割合により配分 して、それぞれの各区分所有者の 専有部分の床面積に算入する。
-------------------------	---	--

	政令附則第十 二条第十九項 第二号イ 第二号ロ	政令附則第十 二条第十九項 第二号イ	政令附則第十 二条第十九項 第一号イ及び ロ	住用専有部分 「という。」 のいずれかの 床面積
専有部分の床	特定居住用部 分の床面積	特定居住用部 分の床面積	専有部分の床 面積	
共同住宅等に共同の用に供される	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各専有 部分の床面積の割合により配分し て、それぞれの各部分の床面積に 算入する。	

	政令附則第十 二条第十七項 第二号ロ	政令附則第十 二条第十七項 第二号イ	政令附則第十 二条第十七項 第一号イ及び ロ	住用専有部分 「という。」 のいずれかの 床面積
専有部分の床	特定居住用部 分の床面積	特定居住用部 分の床面積	専有部分の床 面積	
共同住宅等に共同の用に供される	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各専有 部分の床面積の割合により配分し て、それぞれの各部分の床面積に 算入する。	

政令附則第十 二条第十九項 第三号イ	面積	部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十 二条第十九項 第三号ロ	特定居住用部分以外の部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分以外の部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

政令附則第十 二条第十七項 第三号イ	面積	部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十 二条第十七項 第三号ロ	特定居住用部分以外の部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分以外の部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

政令附則第十 二条第二十項 第一号ロ	専有部分の床面積	特定居住用部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十 二条第十九項 第四号ロ	専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十 二条第二十項 第一号ロ	床面積	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分が	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分が

政令附則第十 二条第十八項 第一号ロ	専有部分の床面積	特定居住用部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十 二条第十七項 第四号ロ	専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十 二条第十八項 第一号ロ	床面積	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分が	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された家屋の一の部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分が

政令附則第十 二条第二十項 第二号	床面積	
政令附則第十 二条第二十三 項第三号	一の独立区画 部分（人の居 住の用に供す るために独立 的に区画され た部分として 総務省令で定 める部分をい	あるときは、その部分の床面積を 、これを共用すべき独立的に区画 された各部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。 併用住宅にあつては、当該専有部 分の床面積のうちその人の居住の 用に供する部分の床面積とし、ま た、区分所有に係る家屋に共用部 分があるときは、その部分の床面 積を、これを共用すべき各区分所 有者の専有部分の床面積の割合に より配分して、それぞれの各区分 所有者の専有部分の床面積に算入 する。

政令附則第十 二条第十八項 第二号	床面積	
政令附則第十 二条第二十一 項第三号	一の独立区画 部分（人の居 住の用に供す るために独立 的に区画され た部分として 総務省令で定 める部分をい	あるときは、その部分の床面積を 、これを共用すべき独立的に区画 された各部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。 併用住宅にあつては、当該専有部 分の床面積のうちその人の居住の 用に供する部分の床面積とし、ま た、区分所有に係る家屋に共用部 分があるときは、その部分の床面 積を、これを共用すべき各区分所 有者の専有部分の床面積の割合に より配分して、それぞれの各区分 所有者の専有部分の床面積に算入 する。

政令附則第十	政令附則第十 二条第二十四 項第一号ロ	政令附則第十 二条第二十四 項第二号イ	う。以下この 条において同 じ。の床面 積	一の独立区画 部分の床面積	人の居住の用 に供する部分 の床面積	居住用専有部 分の床面積	人の居住の用
	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。					
共同住宅等に共同の用に供される							

政令附則第十 項第二十二 項第一号ロ	一の独立区画 部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。
政令附則第十 二条第二十二 項第二号イ	人の居住の用 に供する部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
政令附則第十	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。
政令附則第十	人の居住の用	共同住宅等に共同の用に供される

二条第二十四 項第二号ロ			
に供する部分 の床面積	居住専有独立 部分の床面積	居住用専有部 分の床面積	政令附則第十 二条第三十一 項第二号
部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

二条第二十二 項第二号ロ			
に供する部分 の床面積	居住専有独立 部分の床面積	居住用専有部 分の床面積	政令附則第十 二条第二十九 項第二号
部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

政令附則第十 二条第三十二 項	政令附則第十 二条第三十八 項第二号		政令附則第十 二条第三十二 項
特定居住用部 分の床面積	特定居住用部 分の床面積	高齡者等居住 改修専有部 分の床面積	特定居住用部 分の床面積
面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各高齡 者等居住改修専有部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。

政令附則第十 二条第三十七 項	政令附則第十 二条第三十六 項第二号		政令附則第十 二条第三十項
特定居住用部 分の床面積	特定居住用部 分の床面積	高齡者等居住 改修専有部 分の床面積	特定居住用部 分の床面積
面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により	面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各高齡 者等居住改修専有部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。

政令附則第十 二条第四十一 項第一号	政令附則第十 二条第四十一 項第二号		
		熱損失防止改修等専有部分の床面積	配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
床面積（共同住宅等にあつては、人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積）	特定居住用専有部分のいずれかの床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各熱損失防止改修等専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。

政令附則第十 二条第三十九 項第一号	政令附則第十 二条第三十九 項第二号		
		熱損失防止改修等専有部分の床面積	配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
床面積（共同住宅等にあつては、人の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積）	特定居住用専有部分のいずれかの床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各熱損失防止改修等専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る家屋に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。

		政令附則第十 二条第四十二 項第三号	政令附則第十 二条第四十三 項第一号ロ	政令附則第十 二条第四十三 項第二号イ
		一の独立区画 部分の床面積	一の独立区画 部分の床面積	人の居住の用 に供する部分 の床面積
	有部分の床面積の割合により配分 して、それぞれの各区分所有者の 専有部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
				居住用専有部 分の床面積 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床

		政令附則第十 二条第四十項 第三号	政令附則第十 二条第四十一 項第一号ロ	政令附則第十 二条第四十一 項第二号イ
		一の独立区画 部分の床面積	一の独立区画 部分の床面積	人の居住の用 に供する部分 の床面積
	有部分の床面積の割合により配分 して、それぞれの各区分所有者の 専有部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
				居住用専有部 分の床面積 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床

政令附則第十	政令附則第十 二条第四十三 項第二号ロ			
特定居住用部	人の居住の用に供する部分の床面積	居住専有独立部分の床面積	居住用専有部分の床面積	
共同住宅等に共同の用に供される	面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	

政令附則第十	政令附則第十 二条第四十一 項第二号ロ			
特定居住用部	人の居住の用に供する部分の床面積	居住専有独立部分の床面積	居住用専有部分の床面積	
共同住宅等に共同の用に供される	面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	

政令附則第十 二条第五十二 項第一号	政令附則第十 二条第四十九 項	二条第四十八 項第二号
人の居住の用 に供する部分 の床面積	特定熱損失防 止改修等住宅 専有部分の床 面積	分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 熱損失防止改修等住宅専有部分の 床面積の割合により配分して、そ れぞれの各部分の床面積に算入す る。	部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。

政令附則第十 二条第五十項 第一号	政令附則第十 二条第四十七 項	二条第四十六 項第二号
人の居住の用 に供する部分 の床面積	特定熱損失防 止改修等住宅 専有部分の床 面積	分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 熱損失防止改修等住宅専有部分の 床面積の割合により配分して、そ れぞれの各部分の床面積に算入す る。	部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。

政令附則第十 二条第五十二 項第二号			
居住用専有部 分の床面積	居住専有独立 部分の床面積	人の居住の用 に供する部分 の床面積	居住用専有部 分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	各部分の床面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

政令附則第十 二条第五十項 第二号			
居住用専有部 分の床面積	居住専有独立 部分の床面積	人の居住の用 に供する部分 の床面積	居住用専有部 分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	各部分の床面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

政令附則第十 二条第五十三 項第一号ハ	一の独立区画 部分の床面積	配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。
政令附則第十 二条第五十三 項第二号ロ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。
政令附則第十 二条第五十三 項第二号ハ	人の居住の用 に供する部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
政令附則第十 二条第五十三 項第二号ハ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 面積を、これを共用すべき各居住

政令附則第十 二条第五十一 項第一号ハ	一の独立区画 部分の床面積	配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。
政令附則第十 二条第五十一 項第二号ロ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。
政令附則第十 二条第五十一 項第二号ハ	人の居住の用 に供する部分 の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。
政令附則第十 二条第五十一 項第二号ハ	居住用専有部 分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 面積を、これを共用すべき各居住

政令附則第十 二条第五十四	項第一号ハ	政令附則第十 二条第五十四			
居住用専有部 分の床面積		一の独立区画 部分の床面積	居住専有独立 部分の床面積	人の居住の用 に供する部分 の床面積	
共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専有独立部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専有独立部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。

政令附則第十 二条第五十二	項第一号ハ	政令附則第十 二条第五十二			
居住用専有部 分の床面積		一の独立区画 部分の床面積	居住専有独立 部分の床面積	人の居住の用 に供する部分 の床面積	
共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専有独立部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専有独立部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。	用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。

項第二号ロ		政令附則第十 二条第五十四 項第二号ハ	
人の居住の用に供する部分の床面積	居住専用部分の床面積	人の居住の用に供する部分の床面積	居住専用独立
面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される

項第二号ロ		政令附則第十 二条第五十二 項第二号ハ	
人の居住の用に供する部分の床面積	居住専用部分の床面積	人の居住の用に供する部分の床面積	居住専用独立
面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される

	部分の床面積
部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	

	部分の床面積
部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	